

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室内モニタリングポスト記録計(高レンジモニタMP-7)において、当該記録計の記録紙詰まりにより記録停止が認められたため、当該紙詰まりを復旧し、時刻合わせを行い記録を再開。なお、当該モニタ記録の紙詰まりの間は、モニタリングポスト低レンジモニタMP-7及び環境ミニコンにて、データに、欠測、異常なしを確認。	G III	
2	2号機	現場パトロール時、所内用圧縮空気系圧縮機(A)において、シリンダー内に油溜まりがあり、オイルシール部より油の漏えいが認められたため、当該シリンダーを点検・修理。	G III	
3	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮機(B)洗缶剤出口弁の弁グランド部から漏えいがあり、床面に0.12リットル(汚染なし)の水溜まりが認められたため、漏えい水の拭き取りとともに当該弁を点検・修理。	G III	
4	その他	協力企業より平成23年4月の放射線量データに誤りがあった旨の報告を受け、平成23年度放射線管理報告書のデータを確認したところ、当該報告書の記載内容に修正が必要と判断されたことから、原子力規制庁及び保安検査官に報告を実施。当該報告書を訂正、再提出するとともに、対応策を検討。	G II	